

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和5年9月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2300176 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（厚）第 2300020 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における標準賞与額を、平成 19 年 12 月 25 日は 20 万 6,000 円、平成 20 年 7 月 25 日は 21 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万円、平成 21 年 7 月 24 日は 22 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 25 日、平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 25 日、平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 21 年 7 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者の A 事業所における標準賞与額を、平成 19 年 12 月 25 日は 21 万円、平成 20 年 7 月 25 日は 22 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 19 年 12 月 25 日及び平成 20 年 7 月 25 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求者の A 事業所における平成 22 年 7 月 23 日の標準賞与額を、5 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 22 年 7 月 23 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女

基礎年金番号 ；

生 年 月 日 ； 昭和 53 年生

住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 19 年 12 月
② 平成 20 年 7 月
③ 平成 20 年 12 月
④ 平成 21 年 7 月

⑤ 平成 22 年 7 月

A 事業所から請求期間①から⑤までに係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①から④までについて、A 事業所の請求期間当時に係る委託先である B 事業所から提出された請求期間①から④までに係る賞与一覧表（以下「賞与一覧表」という。）により、請求者は、当該期間において、A 事業所から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの賞与支払年月日については、事業主及び同僚の回答から、請求期間①は平成 19 年 12 月 25 日、請求期間②は平成 20 年 7 月 25 日、請求期間③は同年 12 月 25 日、請求期間④は平成 21 年 7 月 24 日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 12 月 25 日は 20 万 6,000 円、平成 20 年 7 月 25 日は 21 万 5,000 円、同年 12 月 25 日は 22 万円、平成 21 年 7 月 24 日は 22 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 25 日、平成 20 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日及び平成 21 年 7 月 24 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、賞与一覧表、事業主及び同僚の回答により、請求者は、平成 19 年 12 月 25 日に 21 万円、平成 20 年 7 月 25 日に 22 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を A 事業所から受けていたことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、平成 19 年 12 月 25 日は 21 万円、平成 20 年 7 月 25 日は 22 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間①及び②の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞

与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑤について、B事業所から提出された平成 22 年の請求者に係る給与台帳、C市から提出された請求者に係る課税基礎資料及び事業主の回答により、請求者は、当該期間において、A事業所から 5 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できるが、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていないため、厚生年金特例法による訂正は認められない。

また、請求期間⑤の賞与支払年月日については、事業主及び同僚の回答により、平成 22 年 7 月 23 日とすることが妥当である。

以上のことから、請求期間⑤について、請求者は、A事業所から、平成 22 年 7 月 23 日に 5 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、請求者の同事業所における当該期間に係る標準賞与額を 5 万円に訂正することが必要である。

なお、請求期間⑤の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川）（受）第 2300183 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川）（厚）第 2300021 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑭までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑭までの賞与支払年月日に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑭までの賞与支払年月日に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者の A 社における別表の第 1 欄に掲げる請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 47 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 23 年 7 月 27 日
② 平成 23 年 12 月 21 日
③ 平成 24 年 7 月 20 日
④ 平成 24 年 12 月 22 日
⑤ 平成 25 年 7 月 20 日
⑥ 平成 25 年 12 月 21 日
⑦ 平成 26 年 8 月 2 日
⑧ 平成 26 年 12 月 22 日

- ⑨ 平成 27 年 7 月
- ⑩ 平成 27 年 12 月 22 日
- ⑪ 平成 28 年 7 月 21 日
- ⑫ 平成 28 年 12 月 24 日
- ⑬ 平成 29 年 7 月 26 日
- ⑭ 平成 29 年 12 月 22 日

請求期間①から⑭までについて、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

請求期間⑨の明細書は所持していないが、請求期間①から⑧まで及び請求期間⑩から⑭までの賞与に係る賞与明細一覧（写）を提出するので、調査の上、請求期間①から⑭までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑭までについて、請求者から提出された賞与明細一覧（写）（以下「賞与明細一覧」という。）及び事業主から提出された平成 27 年 7 月分賞与明細（写）（以下「平成 27 年 7 月分賞与明細」という。）により、請求者は、当該期間において、A社から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第 3 欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑨の賞与支払年月日については、同僚から提出された当該賞与に係るメモ及び同僚の回答から別表の第 1 欄に掲げる賞与支払年月日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑭までの標準賞与額については、賞与明細一覧及び平成 27 年 7 月分賞与明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑭までの賞与支払年月日に係る賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬及び⑭について、賞与明細一覧により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬及び⑭の

賞与支払年月日において、A社から、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが確認できることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額を、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑫、⑬及び⑭の賞与支払年月日に係る訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
請求期間	賞与支払年月日	賞与額 見合い 標準賞与 額	保険料控除額 見合い 標準賞与額	厚生年金 特例法 により 認定される 標準賞与額	厚生年金 保険法 第75条本文 により 認定される 標準賞与額	
①	平成23年7月27日	平成23年7月27日	10万円	9万8,000円	9万8,000円	10万円
②	平成23年12月21日	平成23年12月21日	12万円	11万5,000円	11万5,000円	12万円
③	平成24年7月20日	平成24年7月20日	15万円	15万円	15万円	
④	平成24年12月22日	平成24年12月22日	15万円	14万7,000円	14万7,000円	15万円
⑤	平成25年7月20日	平成25年7月20日	16万円	15万7,000円	15万7,000円	16万円
⑥	平成25年12月21日	平成25年12月21日	18万円	17万3,000円	17万3,000円	18万円
⑦	平成26年8月2日	平成26年8月2日	18万円	17万3,000円	17万3,000円	18万円
⑧	平成26年12月22日	平成26年12月22日	18万円	17万円	17万円	18万円
⑨	平成27年7月	平成27年7月21日	18万円	18万円	18万円	
⑩	平成27年12月22日	平成27年12月22日	20万円	18万5,000円	18万5,000円	20万円
⑪	平成28年7月21日	平成28年7月21日	20万円	20万円	20万円	
⑫	平成28年12月24日	平成28年12月24日	21万円	20万6,000円	20万6,000円	21万円
⑬	平成29年7月26日	平成29年7月26日	21万円	20万6,000円	20万6,000円	21万円
⑭	平成29年12月22日	平成29年12月22日	23万円	22万5,000円	22万5,000円	23万円

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2300181 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2300019 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額
訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 25 年 8 月 1 日から平成 27 年 1 月 28 日まで

私は、平成 11 年 7 月 1 日にA社へ入社し、同社のC事業所からD事務所に転勤し、同事務所の所長として勤務した。請求期間の給与について、C事業所に勤務していた時から退社するまでの給与額に変更がなかったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準報酬月額が低く記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社C事業所に勤務していた時から退社するまでの給与額に変更がなかったにもかかわらず、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が低く記録されている旨主張している。

しかしながら、事業主から提出された請求者に係る年間賃金台帳 (写) 及び給与明細書 (写) により確認できる請求期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額又はみなしの報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における当該期間の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

また、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料については、請求期間当時、年金事務所への届出により決定された標準報酬月額に基づく保険料を請求者の給与から控除していたと陳述している。

さらに、事業主から提出された請求者に係るE契約書 (写) において、平成 25 年 4 月 1 日から報酬が下がっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。